

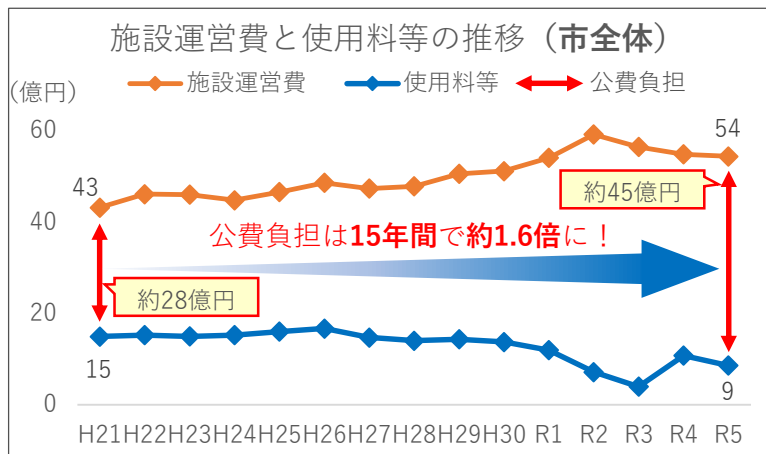
# 令和8年4月1日からもみじ谷葬斎場の使用料を改定します。

## 使用料とは

使用料とは、体育館や会議室などの施設を利用する人に支払ってもらう料金です。

## 料金を改定する理由

施設の運営費は使用料と公費（施設を使用しない人を含む市民の税金など）で負担していますが、近年の物価高騰や人件費の増加によって施設の運営費も増加しています。約30年間、使用料を見直していないことから、公費の負担割合が大きくなっています。



左のグラフを見ると、長崎市全体の施設の施設運営費が高くなっていることが分かるね。  
でも、公費負担が増えたらどうなるの？



公費負担が増えるということは、その分、施設を使わない人を含めたすべての市民の負担が増えることになります。

なるほど。施設を利用する人と利用しない人の負担割合のバランスを保つために改定するんだね。

約30年ぶりに見直した結果、使用料が大幅に上昇する場合がありますが、これらの使用料は、皆さんへの影響が急激に増えないように調整した額を改定後の額としています。



## 改定後の料金（※時津町、長与町の方は市内と同一料金です）

種別	料金	項目	料金
遺体 12歳以上（市内）	6,000円 ▶ 7,800円	遺体 12歳以上（市外）	30,000円 ▶ 39,000円
遺体 12歳未満（市内）	4,000円 ▶ 5,200円	遺体 12歳未満（市外）	20,000円 ▶ 26,000円
その他 死産児等（市内）	2,000円 ▶ 2,600円	その他 死産児等（市外）	10,000円 ▶ 13,000円
高島霊きゅう自動車	7,260円 ▶ 9,430円		

他の施設の料金など詳しくはこちら



問い合わせ先：もみじ谷葬斎場（☎095-861-0298）